

被保険者記録と厚生年金基金記録の突合せの実施状況

平成 23 年 7 月 12 日
日本年金機構

○本年5月末までに、被保険者記録と厚生年金基金記録が不一致であったものとして厚生年金基金又は企業年金連合会から調査依頼があったものについての第一次審査(平成 22 年 4 月より本格実施)の実施状況は、下表のとおり。

(平成 23 年 5 月末現在)

	23 年 5 月 末 までの 受付件数 (※1)	第一次審査終了(計 1, 219, 320、うち受給権者 360, 388、被保険者 858, 932)							第一次審査 未了
		紙台帳等が 国のオンライン記録 と一致 (国の記録「正」 として基金等に 回答)	紙台帳等が基金記録と一致				その他 (※3)		
			国の記録「誤」として 基金等に回答(※2)	うち 記録訂正済	「訂正不要」の 申出あり又は 受給者で減額と なるため 訂正しないもの	本人に記録訂 正の可否を 確認したが 一定期間経過 後も申出なし			
受給権者	850, 728	302, 448	33, 655	24, 412	21, 757	8, 522	721	24, 285	490, 340
被保険者	2, 169, 903	777, 389	26, 627	23, 760	21, 899	1, 632	1, 235	54, 916	1, 310, 971
計	3, 020, 631	1, 079, 837	60, 282	48, 172	43, 656	10, 154	1, 956	79, 201	1, 801, 311

※1 一人(一オンライン記録)につき複数の不一致の理由がある場合(氏名相違と標準報酬月額相違等)は、それぞれを1件と計上。従って、表の数値は人数(オンライン記録数)ベースの数値ではないことに留意が必要。

※2 基金番号相違等の年金額に影響しないものを含む。

※3 基金等から機構へ送付された時点で既に被保険者記録が訂正されており不一致が解消されていたもの等。

【処理促進のための主な方策】

○本事業については、工程表に沿った作業の進捗が図られるよう、以下のような対応を通じて処理促進を図っているところ。

- ・各種便の処理が進んだことによる人員のシフト
- ・職員の新規採用
- ・東京、大阪(近畿ブロック)、広島(中国ブロック)において23年4月1日より拠点を集約化し、体制も強化した上で、集中的な処理を実施
- ・進捗管理の徹底

(参考)年金記録問題への対応の実施計画(工程表)(抄)

7 厚生年金基金記録との突合せ(地方組織・本部担当)

- 厚生年金基金等との連携を図りながら第1次審査及び第2次審査を進める。第2次審査については、24年10月末までに厚生年金基金等から適用事業所の人事記録等の調査結果の報告があったものについて、25年3月末までを目途に必要な記録訂正を進める。

【備考1】被保険者記録と厚生年金基金記録の突合せ作業について

○第一次審査

- ・ 国の被保険者記録と基金記録が不一致であったものとして基金又は企業年金連合会(以下「基金等」という。)から調査依頼があったものについて、機構において、紙台帳等を確認。
- ・ 紙台帳等が基金記録と一致しており、被保険者記録を訂正する必要があると思われる場合は、原則としてご本人に確認の上、被保険者記録を訂正。ただし、受給者について記録訂正により減額となる場合は、減額をせず、事跡を残す。

○第二次審査

- ・ 第一次審査で被保険者記録が訂正されなかったものについて、基金等が行う適用事業所の人事記録等の調査結果を踏まえて記録訂正の対象となるかを判断し、必要なものは訂正する。

【備考2】被保険者記録と基金記録の不一致の状況(平成22年9月2日年金記録回復委員会提出資料より抜粋)

○被保険者記録と基金記録の不一致率 :約6.4% (企業年金連合会において確認済みの約2,812万件における不一致率(平成22年5月13日時点速報値))

・資格期間、標準報酬月額等の不一致 :約4.5%

┌	連合会の記録が国の記録より高いケース	約2.3%
	連合会の記録が国の記録より低いケース	約2.2%
	年金額に影響がないケース	約0.1%

・氏名、生年月日、基礎年金番号の不一致 :約1.8%

○機構への調査依頼件数の粗い試算 :約260万件(厚生年金基金加入履歴を有するオンライン記録約4,000万件の6.4%として機械的に計算)

(注)上記実施状況の表では、一人(一オンライン記録)につき複数の不一致の理由がある場合はそれぞれを1件と計上していることに留意が必要。